

# 国民健康保険税の税率が変わります

▷問い合わせ 国民健康保険制度に関すること 保険年金係 (☎223-3532)  
国民健康保険税に関すること 課税係 (☎223-3534)

## ●国保財政は慢性的な赤字運営

国民健康保険（国保）は、国民健康保険税（国保税）と国、県、市町村からの補助金により運営されています。国保は被用者保険（社保）に比べて、「年齢構成が高い」、「医療費水準が高い」、「所得水準が低い」という構造により、財政運営上さまざまな課題を抱えています。また、社保対象者の拡大などにより国保加入者は年々減少し、一方で、一人あたりの医療費は年々増加傾向にあります。このため、国保財政は慢性的な財源不足に陥っており、毎年、赤字分を一般会計から補填しています。

しかし、国は一般会計からの赤字補填を削減するよう市町村に求めており、町は適正な国保税の設定や収納率の向上、補助金の獲得などの歳入の確保、医療費適正化などによる歳出の抑制を行うことにより、国保財政の赤字解消に努める必要があります。

## ●安定的な国保財政の運営を図るために

今後、町では一般会計からの赤字補填を徐々に解消するため、2年に一度の税率改正を予定しています。今回の改正では、加入者の負担が急激に増加することがないように、次のとおり税率や金額を変更しました。

安定的な国保財政の運営を図るため、皆様のご理解をお願いします。

## ●国民健康保険税の税率と金額が変わります

		令和5年度	令和6年度	変更点	用語の説明
医療分	所得割率	7.60%	7.40%	0.2%引き下げ	●所得割…前年中（1月～12月）の所得金額に応じて負担する金額（総所得金額－43万円）×税率
	均等割額	20,000円	21,200円	1,200円引き上げ	
	平等割額	23,000円	23,600円	600円引き上げ	
	賦課限度額	650,000円	650,000円	変更なし	
支援金分 後期高齢者	所得割率	2.10%	2.30%	0.2%引き上げ	●均等割…世帯あたりの国保加入者の人数に応じて負担する金額
	均等割額	5,600円	6,700円	1,100円引き上げ	
	平等割額	6,500円	7,500円	1,000円引き上げ	
	賦課限度額	220,000円	240,000円	20,000円引き上げ	
納付金分 介護	所得割率	1.40%	1.60%	0.2%引き上げ	●平等割…国保加入世帯が平等に負担する金額
	均等割額	5,500円	6,800円	1,300円引き上げ	
	平等割額	4,000円	5,100円	1,100円引き上げ	
	賦課限度額	170,000円	170,000円	変更なし	

## ●軽減を受けることができます

世帯の総所得金額等が基準所得以下の場合、均等割額や平等割額を軽減します。なお、軽減を受けるための申請は不要ですが、世帯に前年所得の申告がない人（未申告者）がいると、軽減を受けられません。

### 【国保税の軽減基準】

世帯主と国保加入者の総所得金額の合計額	軽減割合
43万円（基礎控除額）+10万円×（給与所得者の数－1）以下	7割軽減
43万円（基礎控除額）+29.5万円×加入者数+10万円×（給与所得者の数－1）以下	5割軽減
43万円（基礎控除額）+54.5万円×加入者数+10万円×（給与所得者の数－1）以下	2割軽減

## 令和6年度からの国保税はどう変わる？（モデルケース）

### ケース1：夫婦のみ（70歳代）



世帯年金収入 260 万円（夫 200 万円、妻 60 万円）

世帯所得 90 万円の場合（5割軽減該当）

	令和5年度	令和6年度	変更点
医療分	67,220 円	67,780 円	
後期高齢者支援金分	18,720 円	21,260 円	
介護納付金分	0 円	0 円	
合計	85,900 円	88,900 円	3,000 円増加

※端数処理により合計金額が異なります。

### ケース2：夫婦（40歳代）と子ども1人（15歳）



世帯所得 150 万円（夫自営業所得 150 万円、妻・子 0 円）の場合

（2割軽減該当）

	令和5年度	令和6年度	変更点
医療分	147,720 円	148,940 円	
後期高齢者支援金分	41,110 円	46,690 円	
介護納付金分	26,980 円	32,080 円	
合計	215,700 円	227,500 円	11,800 円増加

※端数処理により合計金額が異なります。

## 医療費の節約に努めましょう

町では、今後も安心して医療を受けることができる国保財政の運営に努めていきます。そのためには、皆様のご協力が必要不可欠です。国保加入者の一人ひとりが、運動や食事などに気を付け、健康の保持・増進に努めることが医療費全体の節約、安定した国保財政の運営につながります。

### ●健康診断を受けましょう

国保税算出のもととなっている医療費を削減するために、病気の早期発見、早期治療が重要です。毎年、健康診断を受診するなど、日ごろから健康管理を行いましょう。



### ●重複受診を控えましょう

同じ病気で複数の医療機関を受診することは、医療費を増やすだけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。日ごろから安心して相談できるかかりつけ医を持ち、上手に医療機関を受診しましょう。

### ●ジェネリック医薬品を活用しましょう

ジェネリック医薬品（後発医薬品）は、最初に作られた薬（先発医薬品・新薬）の特許期間終了後に、有効成分、用法、効能・効果が同等の医薬品として申請され、厚生労働省の許可を受けて製造・販売された、新薬より安価な薬です。

ジェネリック医薬品を利用することで自己負担を減らすことができ、医療費も節約することができます。利用を希望するときは、医者や薬剤師に相談しましょう。